



じゃがいもずきん
「ききぼう」くん

みなさんは、住宅における地震対策で重要な『耐震・制震・免震』という言葉を知っていますか？**耐震**は揺れに耐えること、**制震**は揺れを吸収すること、**免震**は揺れを伝えないことです。

また、**耐震化**とは地震を受けても倒壊しないように構造を強化すること、**制震化**とは構造躯体の一部に装置を数箇所を設置して地震の揺れを受けても揺れを抑える構造をとること、そして、**免震化**とは基礎・土台部分と地面との間に揺れを吸収する装置を設置して対象物が地震の揺れをなるべく受けないようにすることです。

いずれにしても、**基本は『耐震』です**。いくら『制震装置』や『免震装置』を取り付けたとしても、基本である耐震性が低い建物は、地震に強い建物にはなりません。耐震化にプラスアルファで制震装置や免震装置を設置することで、制震化や免震化になります。

地震が発生した時に住宅に求められるのは、倒壊しないことです。住宅の耐震化は地震が発生する前にできる防災対策で、家族や財産などを守るために大変有効なことです。地震発生時の住宅の倒壊に備え、住宅の耐震化をしておきましょう。

なお、旧耐震基準の昭和56年（1981年）5月31日以前に着工された住宅の耐震化には、中標津町既存住宅耐震化事業補助金が活用できます。中標津町既存住宅耐震化事業補助金を活用した耐震化をお考えの方は、必ず防災係へ連絡ください。

補助金申請前に中標津町と事前相談を行い必要な助言や指導などを受けなかったり、補助金交付決定前に耐震工事などを行う業者との間で契約を交わしたりすると、補助金の対象外になってしまいますので気を付けましょう。

中標津町既存住宅耐震化事業補助金とは

中標津町内にある既存住宅の耐震診断・補強設計・耐震改修工事を行う者に対し予算の範囲内において、その費用の一部を補助することにより既存住宅の耐震改修の促進を図り、地震発生時の住宅倒壊などによる被害を軽減することを目的とした補助金です。

補助金の対象となる住宅

昭和56年5月31日以前に着工された戸建て・長屋・併用住宅・共同住宅で、耐震診断などを行おうとする者が、自ら居住している既存住宅です。※建築基準法やその他の関係法令に違反している場合などは、対象外になります。

補助対象者

次の1～7の全てに該当する者です。

- 1 中標津町内に住所を有する者であること。
- 2 対象住宅の所有権を有している者または所有者の2親等以内の親族もしくは借家人であること。
- 3 対象住宅に居住している者（耐震改修工事を行う場合は、居住することを予定している者を含む。）であること。
- 4 対象者が借家人の場合は、対象住宅の所有者および借家人双方が耐震診断などの実施に同意していること。
- 5 所有者等全員が中標津町に納付すべき町税などを滞納していないこと。
- 6 中標津町暴力団排除推進条例（平成24年条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団等またはこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- 7 過去に中標津町既存住宅耐震化事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けていない者であること。

補助金の交付額等

耐震診断などに対する補助金の交付額は、次の1～3の合計額です。

- 1 耐震診断の場合は、1戸あたり8万9千円です。ただし、補助対象費用が8万9千円未満の場合は、当該費用の額となります。
- 2 補強設計の場合は、1戸あたり10万円です。ただし、補助対象費用が10万円未満の場合は、当該費用の額となります。
- 3 耐震改修工事の場合は、1戸あたり次のとおりです。
 - ・補助対象費用が20万円未満の場合は、当該費用の額です。
 - ・補助対象費用が20万円以上100万円未満の場合は、20万円です。
 - ・補助対象費用が100万円以上200万円未満の場合は、30万円です。
 - ・補助対象費用が200万円以上300万円未満の場合は、50万円です。
 - ・補助対象費用が300万円以上の場合、70万円です。
- 4 1戸あたりの補助金の額に千円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額が補助金の額になります。

詳しくは、総務課 防災係まで。